



富士市手話言語条例（案）」の  
パブリック・コメントに対する意見及び回答

反映結果の項目は、「1 反映する」、「2 既に盛り込み済み」、「3 今後の参考にするもの」、「4 反映できないもの」、「5 その他（案件とは無関係な意見等）」の5区分

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	各種学校行事の際、手話通訳または、ディスプレイなどによる言語の表示をしてほしい。	本条例は手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が安心して暮らせる市を目指し制定するものです。学校等公共施設の運営、その他各種行事の実施等において、誰もが情報を得られるよう、手話等の普及に努めて参ります。	3 今後の参考にするもの
2	第7条 手話を学ぶ機会の提供について（第4条の施策ともリンク） 「手話を学ぶ機会」と言うと、聞こえる人達に対する機会をイメージされる方が多いような気がしますが、手話を学ぶ機会を十分に得られなかった聞こえない人や片耳難聴者、中途失聴者や、今まさに聴力が落ちてきて不安になっている人など、幅広いと思います。このような人達に、いかに音声言語に頼るかという選択肢だけではなく、手話という選択肢も気軽に与えられる環境があれば素敵だなと思います。条文そのものに対する意見ではありませんが、「手話を学ぶ機会」というのが幅広い対象を包括できるようになることを期待しています。	本条例は、ろう者を含む全ての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与する事を目的としております。市は、手話を普及するための施策として手話を学ぶ機会の提供等を通して手話の普及に努め、多くの市民に手話について理解していただき、手話が、あらゆる人が共に支え合う地域社会構築の一助になれば良いと考えます。	3 今後の参考にするもの
3	「手話言語」ということにフォーカスされた条文になったかと思えます。行政と市民が一緒に育てていけるような条例になれば素敵だなと思えます。これからも期待しています。	本条例の制定は、手話言語条例制定市民懇話会を設置し、ろう者・学識経験者・事業者等、様々な立場の市民で意見を交わし進めてきました。条例制定後も、行政と市民が一体となって施策を推進するよう努めて参ります。	3 今後の参考にするもの
4	今まで、手話は言語として位置付けられたが、手話や手話言語に対する理解と広がりを感じている状況に至っていないと思う。これをきっかけに、理解と広がりがあると良いと思います。	本条例の制定により、ろう者を含む全ての市民が手話が言語であることへの理解を深め、共に支え合う地域社会を目指し、各種施策を推進して参ります。	3 今後の参考にするもの

5	とても良い条例だと思います。手話が言語であることを、より多くの富士市民が理解することを期待します。	本条例制定を機に、手話が言語であることを広く市民が理解できる施策を推進して参ります。	3 今後の参考にするもの
6	富士市の企業に勤めているろう者は沢山います。会社は、私たちが人生の中で多くの時間を過ごす場所であり、様々な人間関係を取り結ぶ場でもあります。そのような場所で人格や尊厳を傷つけられたり仕事への意欲や自信を無くしたり、心の健康の悪化につながり場合によっては休職や退職に追い込まれたり生きる希望をなくすケースがあるので、ろう者の環境、手話についての学習会、カウンセリングをするなり早急の対応をお願いしたいです。	本条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を使用できる機会を確保し、ろう者が安心して暮らすことができる市を目指して制定するものです。条例制定後は基本理念に基づき、手話の普及と共に、事業者のろう者に対する理解を促進するなど、ろう者の自立した日常生活及び社会参加の機会を保障するため、必要な施策を講じて参ります。	3 今後の参考にするもの
7	手話を第一言語としているろう者の学童、老人ホームの設立を検討してほしい。	本条例は、ろう者を含む全ての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的に制定するものです。ろう者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる市を目指し、手話を普及することで、あらゆる場面での手話による意思疎通を保障し、ろう者の自立した日常生活及び社会参加の機会を促進するための施策を講じて参ります。	4 反映できないもの
8	病院、警察署などに手話ができる職員を増やす様お願いしたい。	本条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を使用することができる機会を確保し、ろう者が安心して暮らすことのできる市を目指して制定するものです。今後も手話に対する理解を深め、公共施設等におけるろう者の意思疎通の機会を促進するとともに、手話による意思疎通支援者を確保するための施策を推進して参ります。	3 今後の参考にするもの
9	富士市民向けに手話のカリキュラムを配布して欲しい。	本条例の、ろう者は手話による意思疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならないという基本理念に基づき、今後も手話奉仕員養成講座の募集における周知の方法や内容の確認等の検討を重ね、広く市民が手話に親しむ機会の創出に努めます。	3 今後の参考にするもの